

No. _____

重要事項説明書

(認知症対応型共同生活介護)

(介護予防認知症対応型共同生活介護)

社会福祉法人 一石会

グループホーム 風の樹

1 事業者が提供する相談窓口

電話 042-561-5022

担当 管理者 須田 陽子

☆ ご不明な点はお問い合わせ下さい。

☆ 相談がある場合には、必ず事前にご連絡をお願いいたします。

2 事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類

種類 介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護

事業所名称 グループホーム 風の樹

所在地 東京都東大和市中央一丁目13-8

介護保険事業者番号 1394600041

(2) 職員体制

	常勤	非常勤	計	備考
管理者	1		1	多機能ケアステーション風の樹管理者、介護職員と兼務
介護支援専門員	1		1	介護職員と兼務
看護師				訪問看護ステーションに委託
介護職員	7	7	14	

(3) 設備の概要

- ① 定員 : 18名 (1ユニット…9名×2ユニット)
- ② 個室の数 : 18室
- ③ トイレの数 : 6か所
- ④ 浴室 : 2か所
- ⑤ リビング : 2か所 (食事の場所、居間、台所兼)

3 当ホームの運営方針

認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境の下で、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援します。

4 サービス内容

① 食事

利用者と職員が、調理や配膳等できることは一緒に行います。食費は別途、【契約書別紙 料金表】の通りご負担頂きます。

食事の時間は以下の通りとし、原則としてリビング・ダイニングにて召し上がっていただきます。

朝食	8 : 0 0	～	9 : 3 0
昼食	1 2 : 0 0	～	1 3 : 3 0
夕食	1 8 : 0 0	～	1 9 : 3 0

② 入浴

原則として週2回、身体状況に応じた入浴方法にて入浴いただけます。健康上の理由等により入浴ができない場合は、必要に応じて清拭又は部分浴となる場合があります。

③ 介護

認知症対応型共同生活介護計画に沿って、利用者の有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、排泄・入浴・食事等の介助、必要に応じて体位交換、シーツ交換、ホーム内の移動等、補足的な援助を行います。

④ 生活相談

ホーム管理者に日常生活に関する相談をすることができます。

⑤ 行事・レクリエーション

日々の生活を豊かに過ごしていただくために、季節の行事や各種レクリエーション等を実施します。

⑥ 理美容サービス

ご希望があれば理美容サービスを受けることができます。利用された場合は、別途料金がかかります。

5 入退居の手続き

(1) 入居の手続き

所定の入居申込書にてお申込みください。入居検討のうえ、居室に空きが出ればご入居いただけます。

※居室サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に担当のケアマネジャーとご相談ください。

(2) 退居の手続き

①利用者のご都合で退居される場合

利用者は、事業者に対して、7日間の予告期間をおいて文書で通知する事により、この契約を解約する事ができます。

②次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

I. 利用者のサービス利用料金の支払が正当な理由なく2か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合。

II. 利用者が病院又は診療所に入院し、明らかに3か月以内に退院できる見込がない場合や入院後3か経過しても退院できないことが明らかになった

場合。(なお、入院中においても在籍中は、家賃・共益費・光熱水費等の支払いが生じます。)

Ⅲ. やむを得ない事情により施設を閉鎖または縮小する場合。

Ⅳ. 利用者又はその家族が事業者や職員や他の利用者に対して、この契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合。

③利用者が要介護認定の更新で非該当（自立）及び要支援1と認定された場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。

④次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

I. 利用者が他の介護保険施設に入所及び入院した場合。

II. 利用者が死亡した場合もしくは被保険者資格を喪失した場合。

6 利用にあたっての留意事項

(1) 面会

面会時間は午前9時～午後6時ですので、他の利用者に迷惑がかからないようにお願いいたします。

* 時間外の面会は、事前に連絡をお願いします。

(2) 外出・外泊

体調など、利用者の様子に異常がなければ問題ありません。体調等に問題がある場合は、ホームの判断にて中止をお願いすることもあります。

* 食事を止めたり薬の準備等がありますので、事前にご連絡をお願いします。
また、施設の所定の用紙に必要事項を記入の上ご提出ください。

(3) 飲酒

飲酒は、他人に迷惑をかけず、疾病上問題がなければ可能です。ご希望がある場合は配慮いたします。

(4) 喫煙

利用者、職員の健康保持の観点から、基本的には全館禁煙とさせていただいております。

(5) 設備・器具の利用

所定の方法に従ってご利用いただけます。尚、状況により利用を中止、又は制限させていただく場合があります。

(6) 信仰・政治

他の利用者へ迷惑がかかれば、基本的には自由です。しかし共同生活の場としてホーム内での勧誘活動、他の利用者が不安を感じるような活動はご遠慮ください。

(7) 営利活動

全面的に禁止させていただいております。

(8) 金銭、貴重品の管理

自己管理の場合、当ホームの責任は負いかねますので、高額金品の所持はご遠慮ください。

(9) 所持品の持ち込み

個室スペースに設置可能な範囲内でご持参ください。所持品の紛失におきましては、当ホームの責任は負いかねます。

(10) ペット

ホームにペットを連れてくるのは、ご遠慮ください。

7 個人情報の保護

- (1) 事業所は、業務上知り得た契約者、利用者又はその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿します。
- (2) 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとします。

8 拘束等の行動制限

事業所では、サービスの提供に当たり、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等の行動制限は行いません。

9 緊急時の対応方法

利用者は、年齢による体力・認知力等の機能低下により、ホーム入居中に体調が急変したり転倒等の事故が発生する可能性があります。

利用者の容態に変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、身元引受人の方に速やかに連絡します。

10 非常災害対策

- (1) 事業所は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備等、災害・非常時に備えた必要な設備を設けております。
防火管理者：須田 陽子
- (2) 事業所は、消防法令に基づき、非常災害等に対して具体的な消防計画等の防災計画をたて、職員及び利用者が参加する消火、通報及び避難訓練を原則として少なくとも年2回は実施します。
- (3) 事業所の火災通報装置は、煙感知や熱感知の作動によって、自動的に消防署に通報される装置となっています。また、居室の全てにスプリンクラー装置が設置されています。
- (4) 備蓄食料品は、東京都の指導により3日分以上用意しております。

11 地域との連携

認知症対応型共同生活介護等の事業を提供するにあたり、利用者、ご家族、事業所が所在する自治体の職員又は当該事業所が所在する区域を管轄するほっと支援センターの職員、地域住民の代表者等により構成される協議会（以下「運営推進会議」という。）

を設置します。また、概ね2か月に1回、運営推進会議に対し、活動状況を報告し、運営推進会議の評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けます。

- (1) 報告、評価、要望、助言等については、記録を作成し、公表します。
- (2) 事業の運営にあたっては、地域住民との交流を図るように努めます。
- (3) 事業の運営にあたっては、提供した事業に関するご利用者からの苦情に関して、区市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の区市町村が実施する事業に協力するように努めます。

12 委員会等の設置

事業所は、利用者の健康や権利を守るため、以下の各種委員会や会議を設置し、運営をいたします。

- ①業務継続計画の策定と実施の為の会議及び研修・訓練の実施や内容周知等を行います。
- ②感染対策に於いて委員会の開催及び研修、訓練の実施や内容周知等を行います。
- ③身体拘束、虐待防止に於いて指針の整備、委員会の実施及び研修の実施や内容周知等を行います。
- ④生産性向上に於いて委員会の実施及び内容周知や現場における課題の抽出及び分析し職員の負担軽減に資する方策を検討、内容周知等を行います。

13 サービス内容に関する相談・苦情

(1) 当事業所の苦情対応

担当 管理者 須田 陽子 電話042-561-5022

(2) 当事業所の苦情解決責任者

担当 管理者 須田 陽子 電話042-561-5022

(3) その他

東大和市高齢介護課 電話042-563-2111

東京都国民健康保険団体連合会 電話03-6238-0177

14 法人概要

名称・法人種類	社会福祉法人	一石会
代表者役職・氏名	理事長	大堀 洋一
本部所在地	東京都青梅市今井5丁目2440番地の141	
電話番号	0428-31-3666	
定款に定めた事業（営業所数）	1. 介護老人福祉施設	(2カ所)
	2. 短期入所生活介護	(2カ所)
	3. 通所介護	(6カ所)
	4. 居宅介護支援	(3カ所)

- 5. 訪問介護 (1カ所)
- 6. 認知症対応型共同生活介護 (1カ所)
- 7. 小規模多機能型居宅介護 (1カ所)

グループホーム 風の樹の利用に当たり、利用者に対して契約書及び本書面で重要な事項について説明を行いました。

事業者 【事業者名】 社会福祉法人一石会
グループホーム 風の樹
【住所】 東京都東大和市中央一丁目13-8
【事業者番号】 1394600041
【説明者】 印

私は、契約書及び本書面により、事業者からグループホーム 風の樹についての重要事項の説明を受けました。

年 月 日

利用者 【住所】
【氏名】 印

身元引受人 【住所】
【氏名】 印

「利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項」

当事業所では、サービスの質の向上及び利用者の適切なサービス選択に資するため、以下の通り評価機関による第三者評価を実施しております。

(1) 実施の有無

実施有り

(2) 実施した直近の年月日

2023年12月22日

(3) 実施した評価機関の名称

特定非営利活動法人 地域医療・福祉サービス振興会

(4) 評価結果の開示状況

- ・事業所内に評価結果を設置
- ・東京福祉ナビゲーションに公表
- ・東大和市高齢介護課
- ・ほっと支援センターいもくぼ
- ・在宅医療・介護連携支援センターいもくぼ
- ・民生委員

※ 【外部評価（第三者評価）の実施回数の緩和】

前年度の状況において、以下の要件をすべて満たした場合、外部評価（第三者評価）の実施回数を2年に1回とすることが出来る。

- ①外部評価（第三者評価）を5年連続実施している。
- ②評価結果等（第三者評価結果、自己評価結果、目標達成計画）を提出している。
- ③運営推進会議を6回以上開催している。
- ④運営推進会議に区市町村職員、または地域包括支援センター職員が出席している。
- ⑤指定した評価項目の結果が適切である。

【運営規程別紙】

グループホーム風の樹 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護 料金表

※ 赤字の部分に変更となります。

1. 利用料金

① 基本料金（施設利用料）

※東大和市の地域区分は「4級地（10.54）」になります

区 分	単位数	1日当りの施設利用料（10割）	1日当りの施設利用料（1割負担）	1日当りの施設利用料（2割負担）	1日当りの施設利用料（3割負担）
要支援2	749	7,894円	790円	1,579円	2,369円
要介護1	753	7,936円	794円	1,588円	2,381円
要介護2	788	8,305円	831円	1,661円	2,492円
要介護3	812	8,558円	856円	1,712円	2,568円
要介護4	828	8,727円	873円	1,746円	2,619円
要介護5	845	8,906円	891円	1,782円	2,672円

② 加算料金

区 分	単位数	1日当りの施設利用料（10割）	1日当りの施設利用料（1割）	1日当りの施設利用料（2割）	1日当りの施設利用料（3割）	備 考
夜間支援体制加算（Ⅰ）	50	527円	53円	106円	159円	
夜間支援体制加算（Ⅱ）	25	263円	27円	53円	79円	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	2,108円	211円	422円	633円	
若年性認知症利用者受入加算	120	1,264円	127円	253円	380円	
看取り介護加算	72	758円	76円	152円	228円	死亡日以前31～45日
	144	1,517円	152円	304円	456円	死亡日以前4～30日
	680	7,167円	717円	1,434円	2,151円	死亡日前日・前々日
	1,280	13,491円	1,350円	2,699円	4,048円	死亡日
医療連携体制加算（Ⅰ）イ	57	600円	60円	120円	180円	介護予防は算定なし
医療連携体制加算（Ⅰ）ロ	47	495円	50円	99円	149円	介護予防は算定なし
医療連携体制加算（Ⅰ）ハ	37	389円	39円	78円	117円	介護予防は算定なし
退居時相談援助加算	400	4,216円	422円	844円	1,265円	
退居時情報提供加算	250	2,635円	264円	527円	791円	

区 分	単位数	1日当りの施設利用料 (10割)	1日当りの施設利用料 (1割)	1日当りの施設利用料 (2割)	1日当りの施設利用料 (3割)	備 考
認知症専門ケア加算 (Ⅰ)	3	31円	4円	7円	10円	
認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	4	42円	5円	9円	13円	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	231円	24円	47円	70円	いずれか一つを算定する。
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	189円	19円	38円	57円	
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6	63円	7円	13円	19円	
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100	1,054円	106円	211円	317円	月額
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	2,108円	211円	422円	633円	月額
栄養管理体制加算	30	316円	32円	64円	95円	月額
口腔衛生管理体制加算	30	316円	32円	64円	95円	月額
口腔・栄養スクリーニング加算	20	210円	21円	42円	63円	1回当たり (6月に1回を限度)
科学的介護推進体制加算	40	421円	43円	85円	127円	月額
協力医療機関連携加算(体制常時確保)	100	1,054円	106円	211円	317円	月額
協力医療機関連携加算(上記以外)	40	421円	43円	85円	127円	月額
認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	150	1,581円	159円	317円	475円	月額
認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	120	1,264円	127円	253円	380円	月額
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10	105円	11円	21円	32円	月額
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	5	52円	6円	11円	16円	月額
新興感染症等施設療養費	240	2,529円	253円	506円	759円	月額
生産性向上推進体制	100	1,054円	106円	211円	317円	月額

区 分	単位数	1日当りの施設利用料 (10割)	1日当りの施設利用料 (1割)	1日当りの施設利用料 (2割)	1日当りの施設利用料 (3割)	備 考
加算(Ⅰ)						
生産性向上推進体制 加算(Ⅱ)	10	105円	11円	21円	32円	月額
入院時加算	246	2,592円	260円	519円	778円	1月に6日を限度
初期加算	30	316円	32円	64円	95円	入所した日から起算して30日以内
介護職員処遇改善加算Ⅰ	1月につき+所定単位×111/1000					いずれか一つを算定する。
介護職員処遇改善加算Ⅱ	1月につき+所定単位×81/1000					
介護職員処遇改善加算Ⅲ	1月につき+所定単位×45/1000					
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	1月につき+所定単位×31/1000					いずれか一つを算定する。
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	1月につき+所定単位×23/1000					
介護職員等ベースアップ等支援加算	1月につき+所定単位×23/1000					
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき+所定単位×186/1000					いずれか一つを算定する ※令和6年6月1日以後
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	1月につき+所定単位×178/1000					
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	1月につき+所定単位×155/1000					
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	1月につき+所定単位×125/1000					
業務継続計画未実施減算	所定基本報酬の単位数の×3/1000減算					
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定基本報酬の単位数の×1/1000減算					
身体拘束廃止未実施減算	所定基本報酬の単位数の×10/1000減算					

【運営規程別紙】

※ 赤字の部分に変更となります。

② その他の利用料

項 目	単位	単価	備考
家賃	1月	53,500円	
食費	1月	34,000円	1日相当額:1,120円(※1)
光熱水費	1月	17,000円	
共益費(一般)	1月	24,200円	
共益費(生活保護)	1月	20,900円	
おむつ代	1枚	実費	希望者のみ(希望する・希望しない)
パット代	1枚	実費	希望者のみ(希望する・希望しない)
理美容代	1回	実費	希望者のみ(希望する・希望しない)
レクリエーション費	1回	実費	参加者のみ(希望する・希望しない)
訪問看護随時訪問費	1回	実費	定期訪問時以外に訪問看護を提供した場合
退居物品処分費用	1回	実費	退居時に荷物処分を依頼される場合
敷金	1回	100,000円	退居時の修復代、未払金に充当。残りの場合は、精算の上返金とする。

※1.食費は月額での請求になりますが、入院や外泊等により食事を止めた場合は、年額から1日あたりの金額を計算し1,120円にて処理をいたします。

20240801